

米子市SNS運用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 業務概要

(1) 業務名

米子市SNS運用業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

本業務は、本市が運用する公式SNS（Instagram、Facebook、X）を活用し、本市の魅力及び市政情報を効果的に発信することで、本市の認知度向上、市政への理解促進、地域ブランディングの強化を図ることを目的とする。

また、各SNS媒体の特性を踏まえた情報発信を行うとともに、投稿内容、デザイン及び文章表現等のトーン&マナーを整理し、統一感のあるSNS運用を行うことを目的とする。

(3) 対象SNS

Instagram、Facebook、X

(4) 業務内容

米子市SNS運用業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(5) 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 提案上限額

1,980,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

ア 契約額は上限額以内とし、契約締結の際に協議する。

イ 提案する金額はこの上限額を超えてはならない。

(7) 支払い方法

支払いの時期については、契約者と協議の上決定する。なお、前払いは行わない。

(8) 選定方法

公募型プロポーザル（企画提案）方式による選定

2 参加資格

(1) 本プロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 仕様書に基づく業務を確実に履行できる見込みがあること。

イ 米子市の競争入札への参加に係る指名停止措置を受けていないこと。

ウ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。

エ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させて

いないこと。

オ 米子市が課する税の滞納をしていない者

カ 米子市内に本店、支店又は営業所を有すること。

- (2) 参加資格の基準日は、参加申込書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から最優秀提案者の決定の日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は、失格とする。

3 事務担当（企画提案書等の提出先及び質疑受付）

米子市総務部秘書広報課

住所 〒683-8686 米子市加茂町一丁目1番地

電話 0859-23-5372 電子メール hisho@city.yonago.lg.jp

4 参加手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、次により申込みをすること。

(1) 提出書類

ア 参加申込書（様式第1号）

イ 商業登記簿の登記事項証明書（提出日時点で交付の日から3か月を経過していないものに限る。）

ウ 市税納税証明書（市税に未納がないことの証明書）

エ 役員等調書兼照会承諾書（様式第2号）

※イ、ウ、エについては、米子市の指名競争入札の参加資格を有する者は、提出することを要しない。

(2) 提出方法

3の事務担当に電子メールにより提出すること。なお、提出期限までに本市にメールが到達していることを条件とする。電子メールは、件名を「米子市SNS運用委託業務プロポーザル：参加申込」とし、添付ファイルの形式はPDFとして送信し、送信後、秘書広報課へ電話にて受信確認を行うこと。

※メールフィルターにより、受信まで最大30分程度かかる場合があります。

(3) 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時まで

(4) 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は、一切受け付けないものとする。

ア 提出期限

令和8年4月17日（金）午後5時まで

イ 提出方法

3の事務担当宛てに、質問書（様式第3号）を電子メールで送付すること。この場合において、件名は、「プロポーザルに関する質問」とすること。

ウ 回答方法

回答は、米子市ホームページ上に順次掲載する。なお、質問がない場合には、掲載しない。最終の回答は、令和8年4月21日（火）午後5時までに掲載する。

5 提案内容

提案者は、次の内容がすべて含まれた企画提案書を作成すること。（様式任意）

- (1) 会社概要
- (2) 本業務に対する基本的な考え方
- (3) 米子市SNSアカウント（Instagram、Facebook、X）の分析及び課題整理
- (4) SNS運用改善提案（KPI設定及び効果測定方法）
- (5) 投稿デザイン及びトーン&マナーの提案
- (6) 投稿企画案

次の3つの仮想テーマについて、各SNSでの投稿企画案を作成してください。

【テーマ1】 よなご健康ポイント

参考URL：<https://www.city.yonago.lg.jp/43791.htm>

目的：よなご健康ポイントの認知度向上、利用者増加

【テーマ2】 みんなで育てる すくすく元気な よなごっこ！

参考URL：<https://www.city.yonago.lg.jp/47137.htm>

目的：米子市が推進する家庭教育の2つのテーマ「親子の信頼関係づくり：『そうだね運動』の推進」と「基本的な生活習慣の形成：『早寝・早起き・朝ごはん』の取組促進」の理解促進

【テーマ3】 米子港広場（仮称）の名称を決定しました！

参考URL：<https://www.city.yonago.lg.jp/47394.htm>

目的：新しく整備される広場の認知度向上、方針の理解向上

※1つの投稿に対して画像は複数枚作成可能。

※文章とハッシュタグも作成すること。

- (7) 業務実施体制（人員数など）
- (8) 投稿制作から公開までの業務フロー
- (9) スケジュール管理方法

6 企画提案書等の提出

- (1) 提出期限

令和8年5月18日（月）午後5時まで

- (2) 提出方法

3の事務担当宛てに、電子メールの送信により送付すること。この場合において、件名は、「企画提案書」とすること。

※添付データの容量が5MBを超える場合は、3の事務担当に連絡してください。

- (3) 提出書類（すべてA4サイズ、縦横自由）

ア 企画提案書

イ 見積書

見積書金額の総額及び明細がわかるものとし、消費税込みの金額を記載するこ

- と。会社印と代表者印を押印し、スキャンしたものをPDFで提出すること。
- ウ その他補足資料（必要があれば）

7 企画提案に対する審査方法

(1) 審査方法

- ア 米子市SNS運用業務委託事業者選定委員会において、提出された書類及び企画提案書のプレゼンテーション審査を行い、7(2)の審査項目に基づき審査した結果、最も高い評価を得たものを最優秀案として選定する。その他の提案も同様に採点し、順位付けをする。
- イ 企画提案書を提出した者（以下「企画提案者」という。）が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。
- ウ プレゼンテーション審査の実施日時及び会場は、電子メールにより通知する。なお、参加人数は、各事業者4人以内とし、所要時間（準備、説明、質疑応答及び撤去を含む。）は60分以内とする。
- エ 事前に提出した提案書類を用いて説明すること。なお、既に提案しているものを補足するような資料であれば、別途用いてもよいが、新たな追加案件は不可とする。
- オ プレゼンテーション審査にあたり、プロジェクター、スクリーン、電源タップ、マイクは米子市が用意する。その他の機器を使用する場合は提案者が準備しなければならない。

(2) 審査項目・配点

審査項目	配点
業務理解度、基本方針	10/100
各SNSの現状分析、課題認識の妥当性	15/100
各SNS運用改善提案の具体性・実現性	20/100
投稿内容の企画力（デザイン、文章表現）	40/100
業務遂行能力（迅速な投稿制作への対応力）	15/100

(3) 結果の通知及び公表

審査結果は、企画提案書を提出したすべての企画提案者に対し、電子メールにより通知するとともに、米子市ホームページにて公表する。また、審査結果についての異議申し立ては、受け付けないものとする。

8 スケジュール

- (1) 公募要領公開 令和8年4月3日（金）
- (2) 参加申込書等提出期間 令和8年4月17日（金）午後5時まで
- (3) 質問書提出期間 令和8年4月17日（金）午後5時まで
- (4) 質問書最終回答 令和8年4月21日（火）午後5時まで
- (5) 企画提案書の提出期限 令和8年5月18日（月）午後5時まで
- (6) プレゼンテーション審査 令和8年5月20日（水）の指定時刻（予定）

9 提案の無効

本プロポーザルの参加者（以下「参加者」という。）が次の各号のいずれかに該当した場合は、選考委員において審査の上、当該参加者が行った提案を無効とする。

- (1) 本プロポーザルにおいて提出すべき書類（以下「提出書類」という。）について、この要領に示した提出方法及び提出期限を正当な理由なく守らなかったとき。
- (2) 提出書類に虚偽の内容を記載したとき。
- (3) 2（1）に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (4) 見積金額が予定価格を超えたとき。
- (5) この要領に定められた方法以外の手段により、選考委員その他の関係者に対し、本プロポーザルに関する援助を直接又は間接的に求めたとき。

10 契約の締結

- (1) 審査の結果、最優秀案の提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。
ただし、当該交渉が不調となったときは、7（1）による順位の高い者から順に契約締結の交渉を行う。
- (2) 契約締結の交渉にあたっては、当該交渉の相手方とする参加者が提案した業務の内容を尊重するが、必ずしも提案どおりに実施するものではなく、詳細な事項については、改めて提示するものとする。

11 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加にかかる費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は、参加者に無断で本プロポーザルの目的以外の目的に使用しない。
- (3) 提出された提案書等は、返却しない。
- (4) 参加者は、参加申込書の提出をもって、この要領及び仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
- (5) 参加者が提出する書類は、米子市情報公開条例（米子市条例第22号）の規定により非公開の扱いとなるものを除き、公文書公開の対象となるので留意すること。
- (6) この要領に記載のない事項については、仕様書によるものとする。